

松山市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の全部改正（案）の概要

I. 改正の経緯

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項から第4項の規定により、各自治体が内閣府令の基準を参考にして条例で定めることとされています。

この度、関係府省令が改正され、令和6年4月1日に施行されることに伴い、松山市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成28年条例第28号）を全部改正するものです。

※今回のパブリックコメントで意見を募集するのは、関係府省令で示された基準を参考に市が基準を定めるときに、市に裁量がある「参酌すべき基準」に関するものです。

II. 条例の改正内容

松山市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成28年条例第28号）

<改正内容>

●以下のとおり幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の教育・保育に従事する職員の配置基準を見直します。

①満3歳以上満4歳未満の園児おおむね20人につき1人以上の職員を置くこととされているところを、おおむね15人につき1人以上とし、満4歳以上の園児おおむね30人につき1人以上の職員を置くこととされているところを、おおむね25人につき1人以上とする。

②当分の間、なお従前の例によることができるとする経過措置を設けるとともに、その他所要の経過措置を設ける。

III. 根拠法令

・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第2号）

IV. 施行日

公布の日